

静岡県告示第744号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年10月20日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
島田市湯日字鎌塚2076の17
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅